

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関して

・制度について

2024 年の診療報酬改定により、関東信越厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

・加算を取得するための施設基準

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定するオンラインの使用による請求を行っていること。
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 掲示事項についてウェブサイトに掲載していること。

・加算内容

訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月 1 回 50 円を算定いたします。

※医療保険で訪問看護を利用されている方が対象です。

・個人情報の取り扱いについて

オンライン資格確認等により取得した個人情報の取り扱いにおいては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドランス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、保険請求及びご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

資格情報の提供について

資格情報の提供はご利用者様の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。